

神戸市外国語大学学術情報センター図書等利用規程

2007年4月1日

規程第104号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学学術情報センター規程第6条に基づき、学術情報センターの図書、逐次刊行物、視聴覚資料その他の学術情報（以下「図書等」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用の対象となる図書等)

第2条 この規程により利用できる図書等は、学術情報センターで所蔵するものとする。

2 学術情報センター以外で所蔵する図書等の利用については学術情報センターが別に定める。

(利用者の範囲)

第3条 図書等を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学大学院学生
- (3) 本学学生
- (4) 国内留学生
- (5) 本学客員研究員

2 前項に規定する者のほか、次に掲げる者は本学の利用に支障のない限り、学術情報センター長の許可を得て許可する範囲内で図書等を利用することができる。

- (1) 本学の卒業生
- (2) 図書館間相互協力貸借協定による者
- (3) 学術研究の目的をもって学術情報センターの利用を希望する大学等学術研究機関に所属する者
- (4) その他学術情報センター長の許可を得た者

(利用の方法)

第4条 図書等の利用の方法は、次の通りとする。

- (1) 館内利用
- (2) 帯出利用
- (3) 参考業務
- (4) 資料の複写
- (5) 資料相互利用
- (6) その他館内施設および機器等の利用

2 センター長は、必要があると認めるときは、前項の利用を制限し、又は禁止することができる。

(図書等を利用できる時間)

第5条 図書等を利用できる時間は、月曜日から金曜日までは午前8時40分から午後9時30分まで、土曜日は午前10時から午後6時までとする。ただし、春季、夏季及び冬季休業期間中の平日は午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、学術情報センター長が必要と認めるときは、臨時に時間を延長または短縮することができる。

(図書等を利用できない日)

第6条 学術情報センターの図書等を利用できない日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 曝書期間
- (4) 蔵書点検等に必要期間
- (5) 年末年始
- (6) 春季、夏季及び冬季休業期間中における土曜日

2 前項の規定にかかわらず、学術情報センター長が必要と認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

(利用の停止等)

第7条 学術情報センター長は、別に定める施行規則等に違反した者に対し、図書等の利用を停止し、又は禁止することができる。

(損害賠償)

第8条 学術情報センターの機器、施設を滅失若しくは毀損したとき、又は資料を汚損若しくは紛失したときは、原状回復又は損害賠償の責を負う。

(規程の変更)

第9条 この規程は、教育研究評議会の議を経て変更することができる。

(規程の施行規則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学術情報センター本館の利用に関し必要な事項は、学術情報センター長がこれを定める。

附 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2 神戸市外国語大学図書館利用規程（2007年4月規程第81号）は廃止する。

附 則

この規程は、2009年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。